6　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（新宿労働総合庁舎設計その２業務、東京法務局港出張所改修設計その２業務、東京法務局田無出張所改修設計その２業務、東京法務局練馬出張所改修設計その２業務）
　本業務は、上記随意契約予定の新宿労働総合庁舎設計その２業務、東京法務局港出張所改修設計その２業務、東京法務局田無出張所改修設計その２業務、東京法務局練馬出張所改修設計その２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続きとするものである。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は説明書による。

7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Shinjyuku National Government Building
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 July 2010 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 6 : 00 P.M. 7 July 2010)
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 30 August 2010 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 6 : 00 P.M. 30 August 2010)
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Architecure and Building Engineering Division, Kanto Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuou-ku Saitama City, Saitama 330―9724 TEL : 048―601―3151 (Ex. 5251) FAX : 048―600―1391

○第２号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　土浦労働総合庁舎外設計業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、茨城県土浦市瀧田一丁目８番にある土浦労働総合庁舎の建設計画に係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務、並びに、外２施設の改修設計（うち１施設は耐震改修設計を含む）及び積算業務を行うものである。
　本業務は、提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑷、⑸　第１号１⑷、⑸に同じ
2　参加資格
基本的要件
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵　設計共同体　⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年６月22日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から土浦労働総合庁舎外設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。
3、4　第１号３、４に同じ
5　手続等
⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館20階　関東地方整備局営繕部整備課建築設計審査第二係　電話048－601－3151㈹（内線5232）ＦＡＸ048―600―1391
⑵～⑷　第１号５⑵～⑷に同じ
6　その他
⑴～⑶、⑸～⑺　第１号６⑴～⑶、⑸～⑺に同じ
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（土浦労働総合庁舎設計その２業務、水戸地方検察庁麻生支部改修設計その２業務）
　本業務は、上記随意契約予定の土浦労働総合庁舎設計その２業務、水戸地方検察庁麻生支部改修設計その２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続きとするものである。
7　Summary
⑴, ⑶, ⑷　The same with notice above (No. 1)
⑵　Subject matter of the contract : Tsutiura National Government Building
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Architecure and Building Engineering Division, Kanto Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuou-ku Saitama City, Saitama 330―9724 TEL : 048―601―3151 (Ex. 5232) FAX : 048―600―1391

資　格

競争参加者の資格に関する公示

新宿労働総合庁舎外設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成22年６月22日
関東地方整備局長　菊川　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　業務概要
⑴　業務名　新宿労働総合庁舎外設計業務
⑵　業務内容
・建築分野に関する設計業務
・構造分野に関する設計業務
・電気設備分野に関する設計業務
・機械設備分野に関する設計業務
⑶　履行期限　平成23年３月30日
2　申請の時期
　平成22年６月22日から平成22年７月７日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成22年７月８日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成22年６月22日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に新宿労働総合庁舎外設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。